

大阪府西警察署生活安全課よりの要請について

令和2年10月16日

大阪府宅地建物取引業協会西支部

支部長 太田 佳男

はじめに（産経・ABC 関西ネット抜粋）

禁止地域にあるマンションの一室で性風俗店を営んだとして、大阪府警生活安全特別捜査隊は9月29日、風営法違反（禁止地域営業）容疑で、経営者と従業員の女を逮捕した。

府の条例で店舗型性風俗店の営業禁止地域にある。府警によると、メンズエステなどをうたってマンションの一室で営業する店は多数ある。性的なサービスなしでマッサージを施術するだけなら営業の届け出は必要なく、「性風俗店が摘発逃れやコストカットを目的にメンズエステを隠れみのにしている」とみる。当該店舗も11階建てのオートロック付き家族向けマンションにあり、店の看板は出さず、会員制で予約客にのみ住所を伝えていた。実際には女性従業員約10人が所属し、4LDKの部屋で客に性的なサービスを提供していたという。店は住居用の賃貸マンションの一室にあり、10年以上営業していたとみられる。

大阪府西警察署生活安全課よりの要請

謹啓 前文略

つきましては、貴大阪宅建協会西支部の会員さまに別添の注意喚起チェックリストを配布して頂き、違法風俗店を西区及び周辺地域に根付かせないように注意喚起するとともに、そのような兆候があった場合は、遠慮なく当署まで通報頂きたくお願い申し上げます。

敬白

令和2年10月12日

大阪府宅地建物取引業協会西支部 支部長

太田 佳男 様

大阪府西警察署長

平 祐 輔

要請に基づき

「違法風俗店を営業させないためのチェックポイント」「情報提供依頼」を西支部会員の皆様に送信させていただきます。 以上